

意見書

日本弁護士連合会 会長 殿
日本弁護士連合会 理事 各位
各単位会 会長 各位

2011年3月16日

要望者 別紙のとおり
事務取扱担当（連絡先）

兵庫県弁護士会所属 武本夕香子

日本弁護士連合会が「法曹養成制度の改善に関する緊急提言（案）」を2011年3月の理事会において決議することについて、下記の通り意見を述べます。

記

第1 意見の趣旨

- 1 「法曹養成制度の改善に関する緊急提言(案)」を2011年3月17日及び同月18日の日弁連理事会で決議すべきでない。
- 2 会員の意見を集約し、会内合意が形成されない限り、「法曹養成制度の改善に関する緊急提言(案)」を日弁連の意見として外部に公表すべきではない。

第2 意見の理由

- 1 日弁連執行部から日弁連法曹養成検討会議に対し、平成23年1月11日、「地域適正配置の観点を踏まえた法科大学院の一層の学生定員削減」等の8項目について諮問が出された。同年2月4日、同会議において法曹養成検討会議草案が策定され、この草案が、2月17日、「法曹養成制度の改善に関する緊急提言(案)（以下、本提言案という）」として、日弁連理事会で理事に初めて示された。本提言案は、今後、単位会に意見照会されることもなく、3月17日及び18日の日弁連理事会に上程されることが予定されている。
- 2 本提言案で取り上げている法科大学院及び予備試験を含む法曹養成制度のあり方は、我が国の司法制度の根幹を形成する極めて重大な問題である。ところが、日弁連執行部から法曹養成検討会議に対して答申が出されて本提言案が作成されるまでの期間は、1カ月もなく、法曹養成検討会議内でさえ必要な議論がされたものとは考え難い。

その上、1カ月後の日弁連理事会で本提言案を決議にかけるのは、余りに拙速に過ぎると言わざるを得ない。

- 3 本提言案については、日弁連の他の関連委員会等に対して意見照会が行われていない。本提言案にある法科大学院及び予備試験のあり方は、我が国の司法制度の根幹を形成するというだけでなく、法曹人口問題、とりわけ弁護士人口問題とも密接な関係にある。従って、日弁連法曹人口政策会議において、十分に議論されるべきであるが、政策会議では議論の機会を与えられていない。

また、このような重大な提言については、各単位会に対しても、ある程度の時間的余裕をもって、正式に意見照会を行うべきである。

本提言案については、3月1日の日弁連ニュースで、初めて一般会員に知らされただけであり、本提言案が、手続的にいかに杜撰で、会内民主主義に違反して決められようとしているかは明らかである。

- 4 本提言案は、司法試験の受験回数制限について、「受験回数制限制度自体は」「合理性を有するものであり、今後も維持されるべきものである」として、5年以内に5回に緩和するとしている。しかし、回数制限の撤廃に賛成する会員が多く存在する。

また、予備試験について「法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないように運用すること」を求めている。しかし、会内では、法科大学院を前提とした新司法試験制度について懐疑的な意見が強く、むしろ予備試験の枠を広げるべきであるとの意見が多い。

さらに、司法試験は法曹として必要不可欠な法的知識や論理的思考力が試されるための資格試験であり法科大学院のための試験ではないところ、本提言案は、法科大学院教育に対する影響を考慮して「司法試験のあり方を見直すべき」としており、内容的にも問題があると言わざるを得ない。

弁護士にとって重要な事項に関する日弁連の意思決定は、弁護士会が強制加入団体であることから、民主的な適正手続が完全に担保されていなければならない。法曹養成検討会議の委員構成が、日弁連の一般会員の意見が反映されるように、抜本的に改善される必要がある。

- 5 本提言案については、一般会員に周知徹底させて会内議論を経るとともに、単位会及び関連委員会への意見照会によって、民主的で適正な手続を経て、日弁連の意見として外部に公表すべきであり、かかる民主的な適正手続を経ずに、拙速に本提言案を理事会で決議すべきではない。

